

政策評価制度の枠組み

政府

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年6月成立、14年4月施行）

行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項

政策評価に関する基本方針（平成13年12月閣議決定、17年12月改定）

各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動における基本方針

政策評価の実施に関するガイドライン（平成13年1月政策評価各府省連絡会議了承、17年12月改定）

政策評価の円滑かつ効率的な実施のための標準的な指針

財務省

政策評価に関する基本計画（平成14年3月策定、17年3月改訂、19年3月一部改訂）

財務省が行う政策評価に関する基本的事項（3年毎に改訂）

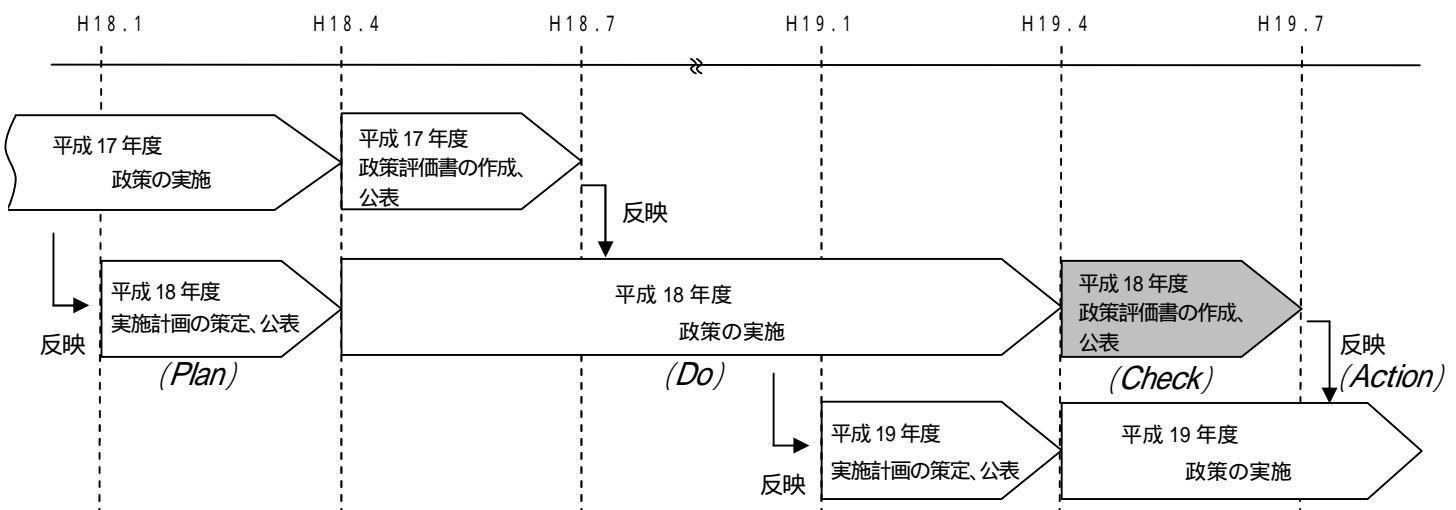
各年度政策評価実施計画（前年度3月策定）

財務省が当該年度に行う具体的な政策の目標やその基本的考え方

各年度政策評価書（翌年度6月末目途作成）

財務省が当該年度に行った政策の実施状況や評価の結果

P D C A サイクルにおける政策評価



P D C A サイクルにおける政策評価

政策評価は、「企画立案(Plan)」、「実施(Do)」、「評価(Check)」、「企画立案への反映(Action)」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保し、政策評価の結果を始めとする政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るもので